

## 新型コロナウイルス対策補正予算（第4弾）を専決 ひとり親世帯に臨時特別給付金を支給

本市では、新型コロナウイルス感染症から市民の生命・財産・生活を守る経費として、6億1千万円を追加する新型コロナウイルス対策補正予算（第4弾）を編成しました。

補正予算の内容は、国の第2次補正予算に対応した低所得のひとり親世帯に対して臨時特別給付金を支給する事業であり、一日でも早く対象世帯にお届けするため、地方自治法第179条第1項の規定により、本日7月1日付で市長専決処分しました。

### 1 補正予算の内容（一般会計）

ひとり親世帯臨時特別給付金 (資料参照)	6億8百万円
-------------------------	--------

### 2 その他

補正予算の内容の詳細については、資料「補正予算の概要」を作成していますので、資料請求は広報課までご連絡ください。

補正予算の内容については、財政課までお問い合わせください。

#### <問い合わせ>

(補正予算の内容について)	財務部財政課長	小澤	電話042-620-7349
(資料の請求について)	都市戦略部広報課長	木村	電話042-620-7228

(単位 千円)

基本計画	3	施策番号	17	総合戦略		予算科目	3	3	2	子ども家庭部子育て支援課
事務事業名	ひとり親家庭の自立促進									【国の第2次補正予算によるもの】
	事業費	国庫支出金	都支出金	市債	その他	一般財源				
補正前	4,066,827	1,057,873	1,486,450		1,479	1,521,025				
今回補正	608,000	608,000								
補正後	4,674,827	1,665,873	1,486,450		1,479	1,521,025				

## ひとり親世帯臨時特別給付金

( 補正前 今回補正 608,000 補正後 608,000 )

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給する経費を補正する。

## 主な経費

会計年度任用職員(アシスタント職)報酬等 3人	1,592
システム改修等委託料	3,165
申請受付・電話相談等業務委託料	10,075
ひとり親世帯臨時特別給付金	586,800

## 給付金の内訳

区分		対象者数	給付金
基本給付	1世帯 50,000円	6,020 世帯	301,000
	第2子以降1人につき 30,000円	3,110 人	93,300
追加給付	1世帯 50,000円	3,850 世帯	192,500
計			586,800

## 給付対象者及び給付時期

区分	内容
給付対象者	令和2年(2020年)6月分の児童扶養手当受給者
	公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない者
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者
追加給付	の給付対象者のうち新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した者
給付時期	8月(申請不要)
	・ 8月以降(申請の受付・審査後速やかに支給)
	追加給付 9月以降(申請の受付・審査後速やかに支給)